論　説

令状請求における虚偽情報と，善意の例外

原　田　和　往

Ⅰ　承前

合衆国最高裁判所は，Franks 判決において，捜索差押令状の発付後に，その基礎となった宣誓供述書の真実性に対する弾劾が許される場合があることを認めた(1)。同事件の州最高裁は，外形上有効な令状に対して，宣誓供述書の虚偽を理由とする弾劾は許されないとして，証拠排除の申立てを斥けていた。これに鑑みれば，Franks 判決は，弾劾を許容し長い論争に終止符を打った画期的なものともいえる(2)。

しかし，Franks 判決の枠組みでは，被告人は，対審的手続（Franks Hearing と呼称される）において，虚偽が宣誓供述者の故意又は真実に対する甚だしい無関心によること（以下，両者を併せて「故意等」とする場合がある），並びに，虚偽の部分を削除した宣誓供述書では，相当な理由を認定できないことについて，証拠の優越の基準で証明しなければならない。その証明が果たされると，宣誓供述書から故意等による虚偽が削除される。その結果，相当な理由の立証が不十分となれば，令状が要件を欠き無効となり，証拠は排除されるという道筋を辿る。この審理を受けるためには，被告人は，予め虚偽と疑われる部分を具体的に摘示するなどの実質的な証明を果たさなければならない。

(1)　Franks v. Delaware, 438 U.S. 154（1978）. 同判決及び当時の状況について，原田和往「令状手続における嘘」岡山大学法学会雑誌72巻３・４号（2023年）35頁，46頁以下。

(2)　例えば，太田茂「捜索差押えの特定性の要求に関するアメリカ合衆国連邦裁判所判例の諸原理とその実情 ――『詐欺性充満の法理』を中心として(3)」比較法学49巻３号（2016年）55頁は，Franks 判決を肯定的に評価している。

同判決では，修正４条の「相当な理由」に関連して，令状請求に係る宣誓供述書には，宣誓者が真実と合理的に信じている事実の提示が求められるとの解釈が示されている[(3)]。過失により真実と軽信した場合も，宣誓者が合理的に行動したとは言い難いが[(4)]，Franks 判決は，過失による虚偽を弾劾の対象から外している。また，故意等による虚偽は，修正４条の上記要請に明らかに違反するが，それによって直ちに令状請求が違法，令状が無効，証拠が排除される，とはならない。証拠排除に至る道筋は上記のとおりであるため，この場合でも「相当な理由」の再審査が介在する。

当時，既に殆どの連邦及び州の裁判所で真実性に対する弾劾は許容されていた。その中には，宣誓者が故意に虚偽を供述した場合には，直ちに令状を無効とし，証拠を排除するとの立場も示されていた[(5)]。この状況に照らすと，Franks 判決の意義は，弾劾を許容した点ではなく，故意等の主観的事情と，虚偽事項の重要性の双方を要件とすることで，外形上有効な令状に対する弾劾を制限する点にこそあるともいえる[(6)]。

Franks 判決後，連邦の裁判所は勿論，州の裁判所の殆どが，従前の立場を変更するなどして，同判決の枠組みを受け入れていった[(7)]。しかし，極めて少数ではあるが，弾劾の要件等の点で異なる枠組みを採用した州もある[(8)]。

---

(3) 原田・前掲注(1)49頁参照。

(4) *See* e.g., Wayne R. LaFave, SEARCH AND SEIZURE: A TREATISE ON THE FOURTH AMENDMENT §4.4(b)(6th ed. 2022). Franks 判決が過失を含めていない点について，否定的な評価と肯定的な評価の双方が示されている。

(5) 当時の状況については，原田・前掲注(1)44頁参照。

(6) *See* e.g., Peter W Mickelson, *Good Riddance to Good Faith?: Deciphering Montana's New Test for Subfacial Challenges to Search Warrant Affidavits*, 62 MONT. L. REV. 175 (2001), at 176-177.

(7) 原田・前掲注(1)56頁参照。

(8) なお，Franks 判決は，対審手続(Franks hearing)の実施条件である「実質的な予備的証明」の具体的な内容については，明示的に州の判断に委ねた。州の中には，この段階での被告人の証明責任を軽減するところもある。例えば，イリノイ州では，情報提供者から得たとされる情報をもとに，警察官が作成した宣誓供述書に虚偽の疑いがある場合，情報提供者の身許や実在するか否かが被告人には明らかではないことを理由に，予備的な段階では故意等の証明は不要とされている。但し，Franks 判決と同じく，その後の審理では故意等について被告人が説得責任を負うとされる。*See* People v. Lucente, 116 Ill 2d. 133(1987). *See* also Linda S. Pieczynski, 5 ILL. PRAC., CRIMINAL PRACTICE & PROCEDURE §14：50 (2d ed.).

前稿の問題関心を引き継ぎながら，本稿では，令状の疎明資料に虚偽が含まれている場合の証拠排除に係る判断枠組みのモデルを得るため，こうした動きをみることにしたい。

Ⅱ　Franks 判決への抵抗

1　概観

Franks 判決と異なる枠組みを模索する動きのうち，まず，その試みが成就したカリフォルニア州とモンタナ州の例をみることにしたい。

カリフォルニア州では，Franks 判決前の1972年に，令状請求に係る宣誓供述書の真実性に対する弾劾に関し，過失等の不合理な所為による虚偽の場合に限って許されるとの判断が示されていた（Theodor 判決）[9]。虚偽が証明された場合，宣誓供述書からそれを削除し，あらためて相当な理由が審査される。その論理について，同判決は，宣誓供述者が合理的にみて真実と考えた事実にもとづいて，治安判事が令状を発付した場合，修正４条を遵守する試みは既に果たされているから，得られた証拠を排除しても違法捜査を抑止する効果はない，と説く[10]。

Theodor 判決は，過失による場合でも虚偽の削除を求める点でより厳格といえるが，Franks 判決の直後に，州最高裁はこうした立場を堅持すべきか判断する機会を得た[11]。そこで示された立場は，州憲法の修正を受けて，程なく実効性を失うが[12]，判断枠組みとしては示唆に富むものである。

---

(9)　Theodor v. Superior Court, 501 P.2d 234（Cal. 1972）.

(10)　Theodor v. Superior Court, 501 P.2d at 240-241. *See* also, LaFave, *supra* note 4 § 4.4(b). Theodor 判決の立場を，「極めて妥当（eminently sound）」と評している。

(11)　People v. Cook, 583 P.2d 130（Cal. 1978）.

(12)　カリフォルニア州では，1982年に，憲法に証拠排除を禁止する条項（Except as provided by statute hereafter enacted by a two-thirds vote of the membership in each house of the Legislature, relevant evidence shall not be excluded in any criminal proceeding, ……）が追加された。その趣旨は州独自の広範な証拠排除を破棄するものと解されている（In re Lance W., 37 Cal.3d 873（1985）.）。その結果，Cook 判決の枠組みは実効性を失ったと指摘されている。*See* William E. Ringel, Searches & Seizures, Arrests and Confessions § 7.5（2d ed. 2023）.

他方，モンタナ州は，1983年に Franks 判決を受け入れた[13]。しかし，1993年に州最高裁で初めて Franks 判決の基準が適用された事案の同意意見において，宣誓供述者の主観的事情を要件とする点に対して強い異論が示された[14]。続く1994年の判決でも同様の批判的な意見が示された[15]。そして，遂に1999年，州最高裁は従前の立場を変更し，主観的要件を撤廃するに至った[16]。

2　異なる判断枠組みの具体例

(1)　カリフォルニア州の場合

1）事案の概要　1974年６月25日，州警察の捜査官は，被告人宅に対する捜索令状を請求した。提出された宣誓供述書には，過去に複数の連邦の捜査官から，被告人が規制薬物の製造に関与している疑いがあるとの情報が寄せられた旨が記されていた。また，先頃，(i)被告人宅の管理人から不審な大型機械を目撃したとの通報があったこと，(ii)捜査官らが急行したところ，開け放たれた玄関扉から，奥の部屋にある化学器具及び規制薬物の製造に用いられる多数の薬品瓶が見えたこと，(iii)入口付近の床上にあったマリファナの吸殻を発見・押収したことなどが記されていた。治安判事は令状を発付し，捜索が実施され，押収された証拠にもとづき，被告人は，規制薬物の所持・製造等の複数の訴因で正式起訴された。

被告人は，令状請求に係る宣誓供述書には故意に虚偽が記載されている等と主張し，その弾劾に係る詳細な証明予定等を示す弁護人の宣誓陳述書（a sworn declaration）を添付した上で，証拠の排除を申し立てた。これに対し，訴追側は，Theodor 判決のもと，本件のような場合には，裁判所に対し，宣誓供述書から虚偽事項を削除し，その余の部分から相当な理由が認められる

(13)　State v. Sykes, 194 Mont. 14（1983）.
(14)　State v. Mosley, 260 Mont. 109（1993）.
(15)　State v. Feland, 267 Mont. 112（1994）.
(16)　State v. Worrall, 976 P.2d 968（Mont. 1999）. なお，後に Worrall 判決は，令状の十分性の審査に関して請求書に記載されていない情報の考慮を認めた部分が破棄されている。State v. Kasparek, 384 Mont. 56（2016）.

かどうかの審査を求めることしかできないと指摘し，広範な証拠調べの実施に異議を唱えた。更に，訴追側は，手続を進めるために，弾劾を全て真実であると仮定し，それらを宣誓供述書から任意に削除すると申し出た。裁判所は，訴追側の異議を容れるとともに，任意削除の提案を受け容れた。裁判所の要請を受けて，弁護人によって弾劾の対象にはなっていない供述の一覧が作成された。訴追側には，薬物分析官を証人として喚問し，残された部分からでも規制薬物の製造等の嫌疑が認められる旨の証言を得る機会が与えられた。これに対し，被告人には，宣誓者である捜査官を尋問するなどして宣誓供述書に虚偽が含まれていることを証明する機会は与えられなかった。結果，裁判所は，修正された宣誓供述書でも令状発付の根拠として十分であると判断し，証拠排除の申立てを斥けた。その後，被告人は有罪答弁を行ったが，捜索の適法性を争うため，州最高裁判所に上訴した。

２）裁判所の判断　Theodro 判決で判示したとおり，真実性に対する弾劾に係る審理が要請されるのは，被告人が，相応の具体的な根拠をもって，宣誓供述書に虚偽が含まれていることを示した場合に限られる。本件において被告人は，州公認の私立調査員（a state-licensed private investigator）に依頼し，300時間超に亘る徹底的な調査を行い，その結果を要約した陳述書を添付しており，この要件を十分に満たしている。そこでは，(i)につき，管理人は薬物の錠剤の製造に用いられるような大型の機械を目撃してはいないこと，(ii)につき，捜査官らが到着した際，玄関扉は全開ではなく，プレイン・ビューの状態ではなかったこと，玄関口から薬品瓶のラベルは認識できないこと，(iii)につき，マリファナの吸殻は，捜査官らの指示を受けた管理人が，玄関からは見えない部屋を探して持ち出してきたものであることなど，捜査官の宣誓供述書には，事実と異なる記載があることが根拠とともに示されている[17]。

(17)　People v. Cook, 583 P.2d at 134-136. 調査結果をもとに，宣誓供述書の記載のうち事実と異なる部分が詳細に示されている。

被告人は，原審がこれらの証拠の提出を認めなかったのは誤りであると批判する。確かに，Theodor 判決では，虚偽に関して被告人が一応の証明（a prima facie showing）を果たした後は，訴追側がそれを反証する責任を負い，また，宣誓供述書に虚偽が記載されていると裁判所が認定した場合には，宣誓供述者がそれを真実と考えたのが合理的であったことを訴追側が証明すべきであると判示した[18]。しかし，それは，反証・立証の機会の放棄を禁ずる趣旨ではない。訴追側は，争点となっている事項の削除に同意した上で，修正後の宣誓供述書であっても相当な理由が認められると主張しても構わない。詰まるところ，Theodor 判決のもと，被告人は，虚偽を削除した宣誓供述書にもとづいて相当な理由を再度審査するよう求めているのであるから，訴追側の上記のような選択に異議を申し立てる理由はない。

もっとも，この理が妥当するのは，Theodor 判決に服する場合，すなわち，過失による虚偽の場合に限られる。同判決は，故意による場合に，虚偽を宣誓供述書から削除すれば足りるかどうかについては判断していない。仮に，故意による場合には，相当な理由への影響の如何に拘らず，直ちに令状を無効とすべきであるならば，本件の被告人には弾劾に係る主張を証明する機会が与えられなければならない。そのため，本件ではこの問題を検討する必要がある。

過失の場合とは異なり，故意に虚偽の供述がなされたという事実は，宣誓供述書のその他の供述の評価にも影響を与える。「一つの点で嘘をつけば，全

---

⑱ Theodor v. Superior Court, 501 P.2d 251–252. 証明の責任に係る判示は，大要，以下のとおりである。

信頼に足る者が宣誓供述書に含まれる事項を真実と証言し，治安判事も所期の役割を果たし，それを真実と判断し，行動したのである。宣誓供述書自体によって，訴追側は，そこに記載された事項が真実であると証明する責任を既に果たしているといえる。被告人がそこに含まれる事項に異議を申し立てようとするならば，正確ではない点を明らかにする義務を負う。

被告人が宣誓供述書に虚偽が含まれていることを証明した後は，証明の責任・負担は訴追側に移り，その誤りが合理的な行動の結果であると示さなければならない。宣誓供述書の虚偽によって，それに係る推論過程の正当性が損なわれ，治安判事に期待される役割が果たされていないことが明らかになった。そのため，令状によらない捜索や逮捕の場合と同様に，その適法性を証明する責任は訴追側にある。

ての点で嘘になる（falsus in uno, falsus in omnibus）」との格言に示される原則は，当州の法制度に深く根付いており，その理は令状請求に係る宣誓供述書にも妥当する。宣誓者がある部分について故意に虚偽を供述したと知ったならば，治安判事はそれ以外の供述についても信用しなかったであろう。そのため，故意による場合，虚偽と判明したもの以外の供述について，真実として（あるいは，宣誓者が真実と合理的に信じている，として）治安判事が受け入れたとの推定は働かない。

合衆国最高裁は，先日，Franks 判決において，合衆国憲法修正第４条のもと，令状請求に係る宣誓供述書の真実性に対する弾劾を認めた。しかし，Franks 判決は，当州の法に比べると弱い保護しか与えない。まず，Theodor 判決とは異なり，Franks 判決は，単なる過失による虚偽の場合には，真実性に係る弾劾を認めない。また，虚偽が故意等によることが証明された場合，当州の憲法のもとでは，上記のとおり，直ちに令状を無効とすることが要請される。これに対し，Franks 判決は，当該虚偽を削除し，その余の部分から相当な理由が認められるかの検討が求められるに過ぎない。こうした差異に鑑みれば，当州における令状請求に係る宣誓供述書の真実性に対する弾劾は全て，Theodor 判決と州憲法の規定（捜索・押収に係る１条13項）に規律されるべきである（are to be governed）[19]。

令状に係る宣誓供述書に意図的に虚偽が記載されたことについて，被告人に証明する機会を与えなかった点で，原判断には誤りがある。その機会を与えるため，事件を差し戻す[20]。

---

⑲　People v. Cook, 583 P.2d at 142.

⑳　法廷意見は，差戻し後の審理手続のあり方について次のように判示している。People v. Cook, 583 P.2d at 142-145.

Theodor 判決においては，虚偽が含まれていることを被告人が証明した後は，訴追側が当該記載を真実と信じる合理的な理由を宣誓者が有していたことを証明しなければならない，旨判示した。被告人にとって，宣誓者の信念が合理的ではないことの証明が過大な負担であるのに対し，当時の状況をよく知る宣誓者にとっては，その際の過誤が合理的であることの証明は比較的容易といえるからである。しかし，故意による場合には，上記の理は妥当しない。その場合，宣誓者のみが知っている特別な事情は関係がなく，被告人に比べて有利な立場にいるわけではない。従って，一般的な規則に従い，宣誓者の認識につき，被告人が証拠提出責任と証拠の優越の程度で説得責任を負う。なお，故意等を証明すれば足り，治安判事を欺く意図まで証明する必要はない。

⑵ モンタナ州の場合

１）事案の概要　1997年９月，遊びの途中に入り込んだ被告人宅の敷地内でマリファナの苗を見たとして，少年らが郡の保安官事務所を訪れた。保安官代理は，少年らから15分程度話を聞いた後，簡単な報告書を作成し，薬物対策班（Drug Task Force）に送った。同班の長は，折り返し電話で詳細を尋ねた後で，被告人宅に対する捜索令状を請求し，発付を受けた。捜索の結果，４本のマリファナの苗や大量のマリファナが発見・押収された。危険薬物の製造・所持等の罪で略式起訴された被告人は，令状の請求資料のうち重要な部分に，故意等による虚偽の記載があると主張し，押収された証拠の排除を申し立てた。申立てには，報告書に事実と異なる記載があると指摘する少年らの宣誓供述書が添付された[21]。その後，被告人の申立てに係る審理が行われ，少年らが証言した。審理の結果，郡裁判所は，令状の請求資料に故意等による虚偽が含まれていることの証明がないとして，証拠排除の申立てを斥けた。有罪答弁の後，被告人は証拠排除の申立てに関して上訴した。

２）裁判所の判断　先の Feland 判決の同意意見において，虚偽の供述が故意によることの証明を要求する点に対して強い異論が呈された[22]。そこでは，Franks 判決に従った手続に代えて，(i)まず，被告人に対し，令状の請求書又は宣誓供述書に虚偽が含まれていることにつき，予備的な実質的証明を要求し，(ii)その証明が果たされた場合，証拠審理が行われ，被告人は証拠の優越の限度で当該情報が真実でないことの証明が求められ，(iii)真実でないことが証明された場合，裁判所は当該情報を請求書又は宣誓供述書から削除し，その余の部分で相当な理由が認められるかどうかを判断し，(iv)相当な理由が認められなければ，令状は無効となり証拠が排除される，との試論が提示された。当裁判所は，現在，この手続を相当と考えている。

⑵1 食い違いが特に問題となったのは，少年が２人ともマリファナの苗木を認識する能力を有していたか，苗木をどこで発見したのか（北側のポーチか，裏庭の穴の中か）である。
⑵2 State v. Feland, 267 Mont. at 117（Trieweiler, J., concurring）.

令状が請求された際には，治安判事は提示された事実のみを評価しなければならない。それにもとづき，対象とされる場所において，被疑事実に関連する物が発見される相当な蓋然性（a fair probability）があるか，実際的かつ常識的な判断を行う。提示された中に不正確な情報が含まれている場合，その原因が過失か故意かに拘らず，相当な理由に係る治安判事の判断が歪められる虞がある。そのため，それらは請求資料から削除されなければならない。その原因がどのようなものであっても，不正確な・虚偽の情報は，相当な理由にもとづかない捜索という憲法に反する事態を招く。

当裁判所は，本件において，Franks 判決に倣った従前の手続を修正し，虚偽の供述が故意等によることの証明を不要とする。そして，この手続に則して審理させるため，事件を差し戻すこととする。

⑶　小括

以上，Franks 判決とは異なる枠組みが採用された事例を取り上げた。カリフォルニア州では，Theodor 判決において既に，――過失による虚偽を対象とする点は異なるが――証拠排除の道筋・論理について，Franks 判決と同様の立場が採用されていた。上記の Cook 判決は，故意等による虚偽について，当該行為の悪質性ないし抑止の必要性を強調するなどして，異なる論理を展開するものではない。寧ろ，Theodor 判決及び Franks 判決と証拠排除に至る道筋・論理を共有した上で，故意等により虚偽を供述したという事実が治安判事の評価に与える影響という新たな視点を提示することによって，異なる結論を導いている[23]。

モンタナ州でも，証拠排除に至る基本的な道筋・論理は同じである。しかし，「相当な理由」の解釈という前提部分で，Franks 判決と袂を分かっている。Worrall 判決は，令状審査過程において提示される事実の正しさ（correct）を重視している。加えて，当初の治安判事による令状審査と，Franks 判決の

⒇　なお，Theodor 判決と Cook 判決を併せたカリフォルニア州の立場は，前稿で取り上げた Kipperman の見解と同一といえる。原田・前掲注⑴44頁参照。

証拠排除に至る論理・手続との不整合が浮き彫りにされている。すなわち，一般に，当初の治安判事による令状審査では，―― 片面的であるがゆえの限界はあるが ―― 原因の如何に拘らず虚偽と判明した事項は除外され[24]，虚偽事項にもとづき令状を発付すべきでないのは当然とされる[25]。にも拘らず，Franks 判決に従う手続では，既に虚偽と判明したものでも，故意等の証明がない限り，再審査の際に「相当な理由」を根拠づける事実として考慮しなければならない。こうした擬制を強いる手続への抵抗は他の州でもみられるところであり[26]，Worrall 判決もそれに属するものといえる。

他方で，主観的要件を撤廃すると，私人等が虚偽の情報を提供し，それを真実と信じたことに宣誓者の落ち度がなくても，その情報は削除され，場合によっては令状が無効とされ，証拠が排除される。モンタナ州の先例の中には，捜査官の善意を理由に排除すべき証拠を許容したものも見受けられるところ，Worrall 判決に対してはそれらとの整合性の点で疑問が呈されている[27]。

これと対照的に，Franks 判決と異なる枠組みを模索する動きの中には，「善意の例外」の拒否から論理的に Franks 判決の主観的要件の撤廃が導かれるとして，被告人が判例の変更を迫った例もある。この試みは奏功しなかったが，主観的要件を不要とする立場に係る理解を深めるために，以下で取り上げることにしたい。

(24) *See* e.g., Peter A. Alces, Note, *Franks v. Delaware: A Proposed Interpretation and Application*, 1980 U. Ill. L. F. 601 (1980), at 613.

(25) *See* also State v. Schaffer, 107 Idaho at 819.

(26) 例えば，コロラド州最高裁は，Franks 判決のもと，宣誓供述書からの削除が求められるのは，故意等による虚偽に限られることを認めた上で，それ以外の原因による虚偽でも，裁判所の裁量による削除が許される，としている。People v. Dailey, 639 P.2d 1068 (Colo. 1982) ; People v. Nunez, 658 P.2d 879 (Colo. 1983).

(27) Mickelson, *supra* note 6 at 202.

Ⅲ　虚偽に係る主観的帰責事由と，「善意の例外」

1　背景的事情

(1)　概観

冒頭でも確認したが，Franks 判決の枠組みでは，虚偽の供述であっても，宣誓供述者の故意等によるものでなければ，弾劾は許されず，また，虚偽と判明した事項が宣誓供述書から削除されることもない。他方，Leon 判決で採用された「善意の例外」によれば，事後に無効と判明した令状にもとづいて収集された証拠であっても，捜査官が令状の有効性を信じたことが客観的にみて合理的であれば，排除法則は適用されない[28]。事後的・客観的に判明した瑕疵・不正確さについて，捜査官側の主観的帰責事由の如何により，不問に付される場合を認める点で，Franks 判決と Leon 判決は共通している[29]。では，「善意の例外」を拒否しながら，Franks 判決に従い宣誓者の故意等の主観を要件とする立場は成り立つであろうか。

コネチカット州では，Franks 判決については，程なくそれに従う旨の判断が示されたが[30]，その後，「善意の例外」については，明確に受け入れが拒否された[31]。その際，州最高裁は，「警察官が自らの行為を合法と合理的に信じていたが，実際には治安判事に相当な理由を証明し得る情報を提供していなかった場合に，証拠の排除を相当と考えるかどうかが試金石となる。長期的にみれば相応の抑止効を期待し得るため，当裁判所は，証拠を排除する

---

(28)　United States v. Leon, 468 U.S. 897（1984）［紹介，鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第３巻』（成文堂，1989年）68頁〔鈴木〕，小早川義則『毒樹の果実論』（成文堂，2010年）291頁，渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅳ』（中央大学出版部，2012年）637頁〔安井哲章〕］.

(29)　State v. Schaffer, 107 Idaho at 819. 捜査機関が治安判事を騙す目的で悪意で行動した（act in bad faith）場合でなければ，―― 真の相当な理由（genuine probable cause）を欠いていても ―― 令状は無効にはならない，という「善意の例外」の萌芽というべき考え方が Franks 判決の根底にあると指摘する。

(30)　*See* e.g., State v. Delmonaco, 194 Conn. 331（1984）. なお，同事件の被告人は，州憲法のもと Franks 判決よりも広い保護が認められるべきである旨を主張したが，同事件の事実関係を理由に門前払いされている。

(31)　State v. Marsala, 216 Conn. 150（1990）.

のが相当と考える」と判示した（Marsala 判決）[32]。同州では，この判決を受けて，そのような理由で「善意の例外」を拒否したのであれば，宣誓供述書の真実性に対する弾劾について，故意等による虚偽に限定する必要があるのか，との疑問が呈されるようになった[33]。

周知のとおり，Leon 判決では，「善意の例外」が類型的に認められない状況が４つ明示されている[34]。その中の１つは Franks 判決に由来し，①令状請求者が虚偽と知っている，又は真実に対して甚だしく無関心でなければ虚偽と知り得た宣誓供述書にもとづいて令状が発付された場合には,「善意の例外」の適用はなく，証拠の排除が相当とされる。しかし，①に係る判示箇所には，Franks 判決が引用されているものの[35]，その客観的要件（重要性）には言及がない。そして，これに関連して，Franks 判決と Leon 判決の関係については，裁判例でも異なる理解がみられることころである。

そこで，まず，Franks 判決と Leon 判決の関係について，対照的な理解を示しているとされる２つの裁判例を概観する[36]。その上で，「善意の例外」との関係という観点から，被告人が，Franks 判決の主観的要件の要否を争ったコネチカット州の事例（Glenn 判決）を取り上げることにしたい[37]。

---

(32) 抑止力を期待し得る根拠については，Leon 判決における Brennan 裁判官の反対意見に依拠している。すなわち，こうした状況でも一貫して証拠が排除されるとなれば，捜査機関は，令状を申請する際には，相当な理由を立証するに足る情報を提示しているか，一層の注意を払うように，また，令状の発付を受けても，修正４条の要件を充足したと鵜呑みにせず，その形式等を吟味するように個々の警察官を指導するであろう，と説いている。State v. Marsala, 216 Conn. at 170.

(33) Edward G. Mascolo, *Controverting An Informant's Factual Basis for A Search Warrant: Franks v. Delaware Revisited and Rejected under Connecticut Law,* 15 Q.L.R 65(1995).

(34) その他の類型は，②治安判事が内容を精査しないまま令状を発付するなど，中立・公平な司法官としての職務を果たさなかった場合，③結論だけを述べた宣誓供述書（bare bones affidavit）のように，相当な理由を示す力が欠如している宣誓供述書にもとづいて令状が発付された場合，④捜索場所や押収物の特定を欠くなど，令状自体に表面上明らかな欠陥がある場合である。

(35) U.S. v. Leon, 468 U.S. at 923.

(36) *See* Ringel, *supra* note 12 §7.5.

(37) State v. Glenn, 251 Conn. 567（1999）.

(2)　裁判例にみる Franks 判決と Leon 判決の関係の理解

1）整合的解釈を試みる立場　まず，①の類型においても，―― Franks 判決の重要性要件に倣って ―― 虚偽事項以外にどのような事実が当初の判断資料に含まれているかを問題にすべきである，との理解がある。アイダホ州控訴裁が Schaffer 判決で示した理解である[38]。事案は，令状請求の際に提出された宣誓供述書に虚偽があると認定し[39]，原審が証拠を排除したのに対し[40]，訴追側が控訴したというものである。控訴審は，虚偽が故意等によるかどうかが認定されていないと指摘し，その審理のために事件を差し戻すとした[41]。そして，差戻し審において，相当な理由を欠いて令状が発付されたと判断された場合には，「善意の例外」が適用されるかが問題となると指摘し，Franks 判決と Leon 判決の関係について，次のように判示している[42]。

まず，差戻しを受けた裁判所において，虚偽は過失等によるものであり，

---

(38)　State v. Schaffer, 107 Idaho 812（1984）. 井上・後掲注(49) 395頁注109に，Franks 判決と Leon 判決の関係を扱った裁判例として挙げられている。

(39)　宣誓供述書には，匿名の情報提供者からの通報，違法薬物使用の噂，捜査官等自身の調査結果（温室に背の高い植物があることを確認）に加え，課税評価官（the county assessor）らが，被告人宅を訪問した際に，本邸への立ち入りを拒否されたという事実が含まれていた。治安判事は，これらを全て信頼したと明言した上で，相当な理由を認め令状を発付したが，その後の審理において，立入り拒否に係る部分が虚偽であると判明した。

(40)　原審の証拠排除決定の要旨については，State v. Schaffer, 107 Idaho at 816-817参照。

(41)　なお，控訴審は，主観に係る認定が明示されなかった一因として，原判決の当時，Aguilar 判決（Aguillar v. Texas, 378 U.S. 108（1964））と Spinelli 判決（Spinelli v. United States, 393 U.S. 410（1969））のもと，比較的厳格な基準が採用されていたという事情をあげている。

なお，原判決後，上記の厳格な基準は放棄され，Gates 判決において，「事情の全体（totality of circumstances）」を総合し，常識的に判断して「相当な理由」を認定し得る「実質的な根拠」が示されていれば足りるという緩やかな基準が採用されている。Illinois v. Gates, 462 U.S. 213（1983）［紹介，鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第２巻』（成文堂，1986年）29頁〔信太秀一〕，渥美東洋編『米国刑事判例の動向Ⅳ』（中央大学出版部，2012年）80頁〔中野目善則〕］.

(42)　この時点で，アイダホ州は，「善意の例外」を受け入れるか否か立場を明らかにしていなかったため，仮定的な判断であることを断っている。State v. Schaffer, 107 Idaho at 820.

削除する必要はなく，それを含めれば相当な理由を認定し得る「実質的な根拠」があると判断される場合もある。この場合，令状が無効とされることはなく，「善意の例外」の適用も問題にならない。これに対し，「実質的な根拠」がないと判断される場合もあるが，その論理には次の２つがあり得る。❶ひとつは，虚偽は故意等によると認定され，それが削除された結果，「実質的な根拠」がないと判断された場合である。❷もうひとつは，虚偽事項を削除しなかったとしても「実質的な根拠」がないと判断された場合である。いずれの場合にも，令状は無効となるため，「善意の例外」が適用されなければ，証拠は排除される。

Leon 判決は，「善意の例外」が認められない状況を４つ挙げている。そのうち，①の類型は Franks 判決に由来するが，合衆国最高裁は，Franks 判決に係る問題が争点となる事案全てを対象とする包括的例外（a blanket exception for every case exhibiting a Franks problem.）を設ける意図はなかったと考える。Franks 判決は，故意等による虚偽を理由に直ちに令状を無効とするものではなく，虚偽事項を削除しても相当な理由が認められるかどうかの判断を求めるものである。もし，治安判事の判断が，専ら故意等による虚偽にもとづくものであったならば，虚偽を削除した後には何も残らず，検討すべきこともない。Franks 判決に由来する①の類型にあたり，「善意の例外」は適用されないであろう。

しかし，本件では故意等による虚偽以外の事実も根拠とされている。虚偽事項以外の考慮された事実が存在するために，本件は，Franks 判決に由来する①の類型にはあたらない。よって，②から④の類型にあたらないかぎり，証拠は排除されない[43]。具体的には，差戻し審の判断が❶の場合，然るべき訓練を受けた警察官が，残された部分によって相当な理由が立証されたと考えることはない。③の類型にあたり，証拠は排除されるであろう。他方，❷の場合，結局，治安判事はそれらを総合的に考慮し，相

(43) State v. Schaffer, 107 Idaho at 821–822.

当な理由を認めて令状を発付したのであるから，❶の場合とは異なり，然るべき訓練を受けた警察官であれば，相当な理由が立証されたと考えることはない，と断言できない。排除法則を適用することはできないであろう。

Schaffer 判決は，以上のように判示した上で，修正４条に係る判例法理の近時の展開は，事案の分析・認定の僅かな差異が，著しく異なる結果を導く状況を生み出しており，明確さが損なわれているとの懸念を示している。

当該判決は，故意等による虚偽が判明すれば，直ちに①の類型にあたると解するものではない（判示に即していえば，故意等による虚偽は，「善意の例外」に対する包括的例外ではない）。代わりに，①の類型について，Franks 判決における証拠排除の論理を斟酌し，当初の相当な理由に係る判断における虚偽事項以外の事実を踏まえた慎重な検討を求めるものと捉えている。その結果，宣誓者が故意等により虚偽を述べたものの，宣誓供述書が外形上「実質的な根拠」を示していない場合（❷の場合）に，「善意の例外」を適用する余地が残された。

２）前提・起点が異なるという立場　ミネソタ州裁判所の Boyce 判決は上記と異なる理解を示している[44]。事案は，宣誓供述書においては，その実績と信頼性が強調されていたが，Franks 判決に従って審理が実施された結果，実際には情報提供者は薬物依存症であったなどの事実が明らかになったというものである。これを踏まえて，原決定は，そこに含まれている情報全てを真実と仮定しても，本件の宣誓供述書は相当な理由の「実質的な根拠」を示していないと批判する一方で，「善意の例外」の適用を認め，証拠排除の申立てを斥けた。これに対し，Boyce 判決は，次のように判示し，「善意の例外」を適用した点は誤っているとした。

(44)　U.S. v. Boyce, 601 F. Supp. 947（D. Minn. 1985）.

Leon 判決は，善意の例外が適用されない状況を 4 つ挙げている。本件の警察官は，宣誓供述書を作成する際，真実に対して甚だしく無関心であったと認められ，その結果，令状発付に係る判断が歪められている。よって，①の類型にあたるとして，排除法則を適用すべきである。確かに，Franks 判決のもとでは，故意等による虚偽と認められた場合でも，その重要性が問題となり，審査にあたる裁判所はそれを削除した後の情報によって相当な理由を認定できるかどうかを判断しなければならない(45)。このことから分かるように，Franks 判決に係る審査は，令状請求に係る宣誓供述書が外形上相当な理由を示しているとの前提から始まる。その上で，審査にあたる裁判所は，虚偽を削除した後も，なお相当な理由が認められるかを判断するのである。

本件の宣誓供述書について，原決定は，外形上も相当な理由を立証できるものではない，と判断している。その評価は正当である。しかし，当初の宣誓供述書が外形上相当な理由を立証し得ないのであれば，Franks 判決に係る審理を実施し，虚偽事項の削除の要否を検討する必要はない。Leon 判決は「善意の例外」との関係でそのような無意味な詮索を要求する趣旨ではない(46)。①の類型に係る判示において，重要性（materiality）に言及がないのは，そこで想定されているのが，外形上相当な理由を立証できていない宣誓供述書だからであろう。他方，宣誓供述書が相当な理由を立証し得るものであれば，そもそも「善意の例外」について考える必要はない。

Boyce 判決は，以上のように判示し，本件の捜索によって得られた証拠を排除するとした(47)。同判決の理解によれば，Franks 判決は，外形上，相当

(45) Boyce 判決は，宣誓供述書に故意等による不記載があった場合，それらを付け加えても，なお相当な理由が認められるという判断を支持し得るか，判断しなければならない，としている。U.S. v. Boyce, 601 F.Supp. at 955（citing United States v. House, 604 F.2d 1135（8th Cir.1979）. この問題に関しては，LaFave, *supra* note 4 § 4.4(b)参照。

(46) この場合には，虚偽事項を削除してもしなくても，外形上「相当な理由」が認められないという結論は変わらないからである。

(47) Boyce 判決は，虚偽を含む宣誓供述書を作成した者が，令状の執行にあたった警察官

な理由を立証し得る宣誓供述書を対象とする。そして，Franks 判決に従った手続の結果，虚偽事項が削除され，令状が無効とされれば，客観的な善意が認められるか否かに拘らず，証拠が排除される。これに対し，Leon 判決は，故意等による虚偽の情報が含まれているとしても，相当な理由を立証できない宣誓供述書を対象とする。この場合，その宣誓供述書に故意等による虚偽が含まれていると判断されれば，その情報の重要性の如何に拘らず，①の類型にあたるとして，証拠を排除すべきことになる。このように理解する場合，Franks 判決と Leon 判決とは，審査の対象・起点が異なるため，両者の整合性は問題にならない(48)。

(3)　小括

Franks 判決と Leon 判決の関係に関しては，このように対照的な理解が見受けられる。Schaffer 判決は，Franks 判決の論理を汲み取り微細な検討を行なっているが，――同判決自体が懸念を示しているように――僅かな認定の差異が著しく異なる結果を導くものになっている。また，Schaffer 判決の理解によれば，故意等による虚偽が判明した場合でも，なお，「善意の例外」が認められる余地が残る。確かに，Leon 判決にいう「善意」は客観的なものとされる(49)。しかし，宣誓者の故意等による虚偽を認定しながら，令状の有効性に対する信頼が客観的にみて合理的であるとして，証拠の排除を控えるという構成は技巧的にすぎる感がある(50)。裁判例の状況としては，Boyce 判決に倣って，虚偽事項が比較的軽微なものであっても，「善意の例外」を適用

の客観的な善意を強調し，証拠の排除を回避することも許されないとしている。U.S. v. Boyce, 601 F.Supp. at 955–956.

(48)　*See* Ringel, *supra* note 12 § 7.5.

(49)　それに至る経緯を含めて，井上正仁「排除法則と『善意の例外』」『団藤重光博士子機祝賀論文集　第４巻』（有斐閣，1985年）389頁等参照。

(50)　Boyce 判決は，宣誓者は，真実に対して甚だしく無関心であったため，令状が有効ではないと知っていたが，合理的な警察官であれば令状を有効と信頼した可能性があるなどとして，善意の例外の適用を検討すべきではない，と指摘している。U.S. v. Boyce, 601 F.Supp. at 955–956.

せず，積極的に証拠を排除する傾向にあるとの指摘もみられる[51]。

これを踏まえた上で，「善意の例外」との関係という観点から，Franks 判決の主観的要件の要否が争われたコネチカット州の事例をみてみよう。

2　主観的要件撤廃の試み

(1)　事案の概要

警察官が作成した宣誓供述書にもとづき，被告人宅に対する捜索令状が発付され，押収された証拠にもとづき，被告人は，販売目的での麻薬所持の罪で略式起訴された。宣誓供述書には，被告人から麻薬を購入した旨の情報提供があったと記載されていた。これに対し，被告人は，犯行があったとされる日に州外にいたことを示す知人らの宣誓供述書を添えて[52]，証拠の排除を申し立てた。その申立てが斥けられた後，被告人は条件付き不抗争の答弁（plea of nolo contendere）を行い，有罪とされた。被告人は証拠の排除を求めて控訴したが，控訴審も原判断を是認したため，上訴した。

(2)　裁判所の判断

州最高裁は，本件の争点について，州憲法のもと，令状の根拠となった宣誓供述書の真実性に係る審理（Franks hearing）を受けるためには，情報提供者からの情報に重大な虚偽があることを証明するだけでは足りず，宣誓者の故意等による虚偽を証明しなければならない，という原判断が適切かどうかである，と摘示した。その上で，宣誓者の故意等の証明を不要とする立場を次のように批判している。

一三五

> Franks 判決以降の伝統的な枠組みを否定すべき理由も，その実益も殆ど見出すことができない。排除法則の目的は違法捜査の抑止にある。宣誓者

(51)　*See* Kevin J. Hellera and John P. Reichmuth, *Lying in Wait for the Good Faith Exception*, 22-FEB Champion 18 (1998), at 20.

(52)　被告人と一緒にバージニア州にいたとする知人の宣誓供述書と，バージニア州にいる被告人から料金受信人払い通話があったとする被告人の妹の宣誓供述書である。

である捜査官と治安判事の両方が，宣誓供述書に記載された情報提供者の情報を合理的に信頼し，それぞれの職務を果たしたのであれば，証拠を排除しても抑止効は働かない。

また，単なる虚偽を理由とする弾劾の許容は，「相当な理由」に係る一般的な解釈に反する。「相当な理由」とは，令状請求の時点で宣誓者である警察官が知っていることをもとに，治安判事がその存否を判断するものである。そこでは後知恵的な正しさは問題にならない。「相当な理由」という概念には，令状の根拠とされる事実には誤りの虞がある，という限界が内在している。Franks 判決の判示にあるとおり，「相当な理由」の根拠となる事実は，宣誓者が真実として受け入れているという意味で，誠実に(truthful)提示されなければならないが，それが正しい(correct)とは限らない。一般に，修正４条は「不正確な(inaccurate)」捜索ではなく，「不合理な(unreasonable)」捜索を禁止する趣旨と解釈されている[53]。宣誓者と治安判事の双方が合理的に真実と受け入れた情報にもとづいて令状が発付されたのであれば，それにもとづく捜索は合理的といえる。そして，この理は，当州憲法の規定にも同様に妥当する。

コネチカット州最高裁は，上記のように判示し，州憲法との関係でも Franks 判決の論理は妥当であるとし，証拠排除の申立てを斥けた原判断を是認した[54]。「善意の例外」の拒否との整合性を突く被告人の立論に対しては，脚注で次のように述べて斥けた[55]。

(53) State v. Glenn, 251 Conn. at 577（*citing* Steven M. Kipperman, *Inaccurate Search Warrant Affidavits as a Ground for Suppressing Evidence*, 84 Harv. L.Rev. 825（1971）, at 832–33）.

(54) Glenn 判決は，直前に示された主観的要件の撤廃に係る Worrall 判決にも言及している。State v. Glenn, 251 Conn. at 575 f.n. 6.

(55) State v. Glenn, 251 Conn. at 574 f.n. 5.

被告人は，Marsala 判決において「善意の例外」の受入れを拒否した以上，宣誓供述書の真実性に対する弾劾に係る Franks 判決のうち，宣誓者の故意等による虚偽に限定する部分も否定することが求められる，と主張している[56]。しかし，その主張は，Marsala 判決と排除法則の目的を誤って理解している。確かに，Marsala 判決において，当裁判所は，Leon 判決に従うことを拒否し，コネチカット州の法においては，「善意の例外」は認められないと判示した。

しかし，Marsala 判決・Leon 判決は，本件とは事実関係が異なる。Marsala 判決と Leon 判決は，外形上も無効な令状（a facially invalid search warrant）を対象とした判断であり，警察官の善意（good faith on the part of the police）が前提となっている。そして，いずれの判決においても，治安判事が不当に相当な理由を認定した結果，不当に令状が発付されたと認められている点が特に重要である。これに対し本件は全く事情が異なる。本件で問題となっている令状は外形上有効である。宣誓者である警察官は，外形上は相当な理由を証明し得る事実を治安判事に提示している。

(3) 小括

Glenn 判決は，被告人の立論につき，Marsala 判決と排除法則の目的を誤解している，と批判する。しかし，その趣旨は必ずしも明らかではない。

まず，Marsala 判決・Leon 判決と，本件では，事実関係が異なるという点を強調していることに鑑みれば，Glenn 判決は，Franks 判決と Leon 判決とは，審査の対象・起点が異なるため，両者の整合性は問題にならないと理解する立場のように見受けられる。もっとも，排除法則の目的が違法捜査の抑止にあるとした上で，捜査官と治安判事が合理的に行動している場合に，証拠を排除しても抑止効は働かない旨の判示には，Marsala 判決との整合性の点で疑問を呈する余地もある。他方，判決本文の後半では，―― モンタナ州

(56) Id（*citing* Mascolo, *supra* note 33）.

の Worrall 判決のように――「正しい」事実の提示を要求する立場を厳しく批判し，令状審査過程では後知恵的な正しさは関係がなく，宣誓者と治安判事が合理的に真実と受け入れた情報にもとづいて令状が発付されたのであれば，それにもとづく捜索は合理的であると喝破している。これは，事後的に虚偽と判明しても，請求者の主観的帰責事由がなければそもそも瑕疵はない，という見解といえる（換言すれば，不正確さ自体を瑕疵と捉えた上で，宣誓者の主観的な事情次第で，例外的に不問に付される場合があるという立場ではない）。そうであるならば，Glenn 判決は，主観的事情に言及しているものの，「善意の例外」を否定する立場と抵触する考え方をとるものではないであろう。

Ⅳ　若干の分析

本稿では，Franks 判決と異なる枠組みを模索する動き取り上げた。排除法則の抑止効との関係で，請求者の主観的要件を是認する議論（Theodor 判決，Glenn 判決等）が示すように，同判決が対象とする状況において抑止すべきは，虚偽の供述・記載あるいはそれを資料とする令状請求のように見受けられる。また，論者の中には，宣誓供述書に故意等によって虚偽を記載し，令状を請求すること自体が修正４条に違反し，虚偽事項を削除した後に「相当な理由」が認められるかどうかは，――「独立入手源」や「不可避的発見」と同様――因果関係の問題と捉えるべきであると主張するものもある[57]。しかし，今回取り上げた枠組みの中で，こうした論理にもとづく構成は見当たらなかった[58]。異なる枠組みを採用したカリフォルニア州でも，まず，令状を規律する「相当な理由」に関して，宣誓者が真実と合理的に信じている

(57) Stephen W. Gard, *Bearing False Witness: Perjured Affidavits and the Fourth Amendment*, 41 Suffolk U.L. Rev. 445 (2008), at 478-479. なお，この点に関する従前の分析が十分ではないと指摘している。

(58) 虚偽に係る説得責任を訴追側に負わせるべきであるという主張もみられなかった。Franks 判決に係る証明責任の現況については，LaFave *supra* note 4 §4.4(d)参照。

事実の提示が要請されるとして，Franks 判決と同様の理解が示されている。また，治安判事の当初の判断を尊重しながら，虚偽と判明した事項等を削除し，「相当な理由」の存否を再度吟味し，それが認められなければ令状が無効とされ，証拠が排除されるという道筋・論理も共通している。その上で，過失を対象に取り込み，また，故意等による場合，再審査において当初の治安判事の判断を尊重できないとして直ちに令状を無効にするという独自の枠組みを導いていた。これに対し，モンタナ州の Worrall 判決は，「相当な理由」に関して，正しさを重視する立場から，Franks 判決の主観的要件を撤廃するものであった。削除が要請される虚偽を広く認める立場であるが，削除後の再審査を経て証拠の排除へと至るという道筋・論理は Franks 判決と同じである。

カリフォルニア州とモンタナ州における枠組みの差異に示されるように，疎明資料における虚偽に係る証拠排除のあり方を考案するにあたっては，令状発付要件（「相当な理由」，「正当な理由」等）の証明のために提示されるべき事実を，どのように考えるかが重要となる[59]。令状請求を受けた治安判事は，①宣誓者が供述するとおりの事実が認められるかどうかを吟味し，その上で，②それらの事実から相当な理由 —— 捜索の対象として特定された対象物が，捜索されるべき場所において発見される蓋然性 —— の存否を判断する。「相当な理由」に関して誠実さを重視する立場と，正しさを重視する立場の対立は，①に関係する。当初の令状審査の規律としては，いずれに与しても大差ない。正しさを重視する立場でも，基本的に令状請求者の誠実さにその担保を求めるほかないからである[60]。しかし，Franks 判決に従った手続，

(59) なお，修正 4 条の場合，「相当な理由」を「宣誓（oath）または確約（affirmation）」によって支持するよう求めているため，文理上，主観的事情を重視する立場と親和性がある。Gard, *supra* note 57 at 474.

(60) なお，令状発付に係る判断では，①と②が連続的であることを考えると，①の段階の厳格な規律に対してはその理論的意義にも疑問もある。①の厳格化は，疎明資料から直接的に事実を導く過程にしか及ばない。それらの事実から主要事実を推認する②の過程 —— 実際的かつ常識的に行われる —— を規律することはできない。本稿で取り上げた事案（Cook 判決）を例にいえば，実際には薬品名の書かれたラベルが見えなかったのであれば，①における「正しい」事実は「奥の部屋に多数の薬品瓶が見えた」であり，「規制薬物を製造し得る薬品が見えた」と記載・供述することは許されない。しかし，

すなわち，当初の治安判事の判断を事後的に検証する場面では，対立が顕在化する。①において，正しさを重視する立場では，虚偽と判明した事実を相当な理由の証明に係る事実に含め続ける必要はない。これに対し，令状請求者の誠実さを重視する立場では，事後に虚偽と判明しても直ちに削除が要請されるわけではない。「相当な理由」を要求する趣旨に反し，誠実さを欠いて提示されたものに限って削除すれば足りる。

また，上記の見解の差異は，証拠排除に至る過程における，請求者の主観的事情の位置付けにも関係する。疎明資料提示の際の令状請求者の誠実さを重視する立場では，「相当な理由」の再審査に際して削除されるべき事実を確定するために，請求者の主観的事情が不可欠である（換言すれば，請求者に主観的帰責事由がなければ，そもそも瑕疵がない）。これに対して，疎明資料の正しさを重視する立場においては，主観的要件を設けるべきかどうかは一義的には定まらない。排除法則の目的は違法捜査の抑止にあり，主観的帰責事由がない場合に証拠を排除しても抑止効が期待できないと考えるならば，不正確さ自体が瑕疵であるとしても，排除の要否の検討において，主観的な事情を考慮せざるを得ない。これに対し，正しさを重視する立場から，不正確さ自体を瑕疵と捉え，排除法則の目的を司法の廉潔性（令状発付過程の廉潔性）の確保に求める場合，請求者の主観的事情を問題にする必要はないであろう[61]。

①を厳格に規律しても，②の過程の制御がなければ，治安判事が，他の事実と併せて，厳密とはいえない推論を行い，「規制薬物を製造し得る薬品を多数保管している」として，「相当な理由」を認めることは妨げられない。

令状審査過程の厳格な規律を目的にするならば，②における推論を制御（例えば，「相当な理由」に係る高い証明度）する必要があろう。

(61)　*See* e.g., Mascolo, *supra* note 33 at 96. なお，司法の廉潔性（令状審査過程の廉潔性）を確保するために，「相当な理由」の証明に係る事実を提示する者に誠実さを要求する立場はあり得る。Gard, *supra* note 57 at 474.